

第1回京都こども文化会館あり方懇談会次第

日時：平成29年1月23日（月）

午前10：00～

場所：京都こども文化会館

第1創造活動室

1 あいさつ

2 議題

(1) あり方懇談会の設置趣旨と会長の選出

(2) 施設の現状・課題について

(3) 施設の館内視察

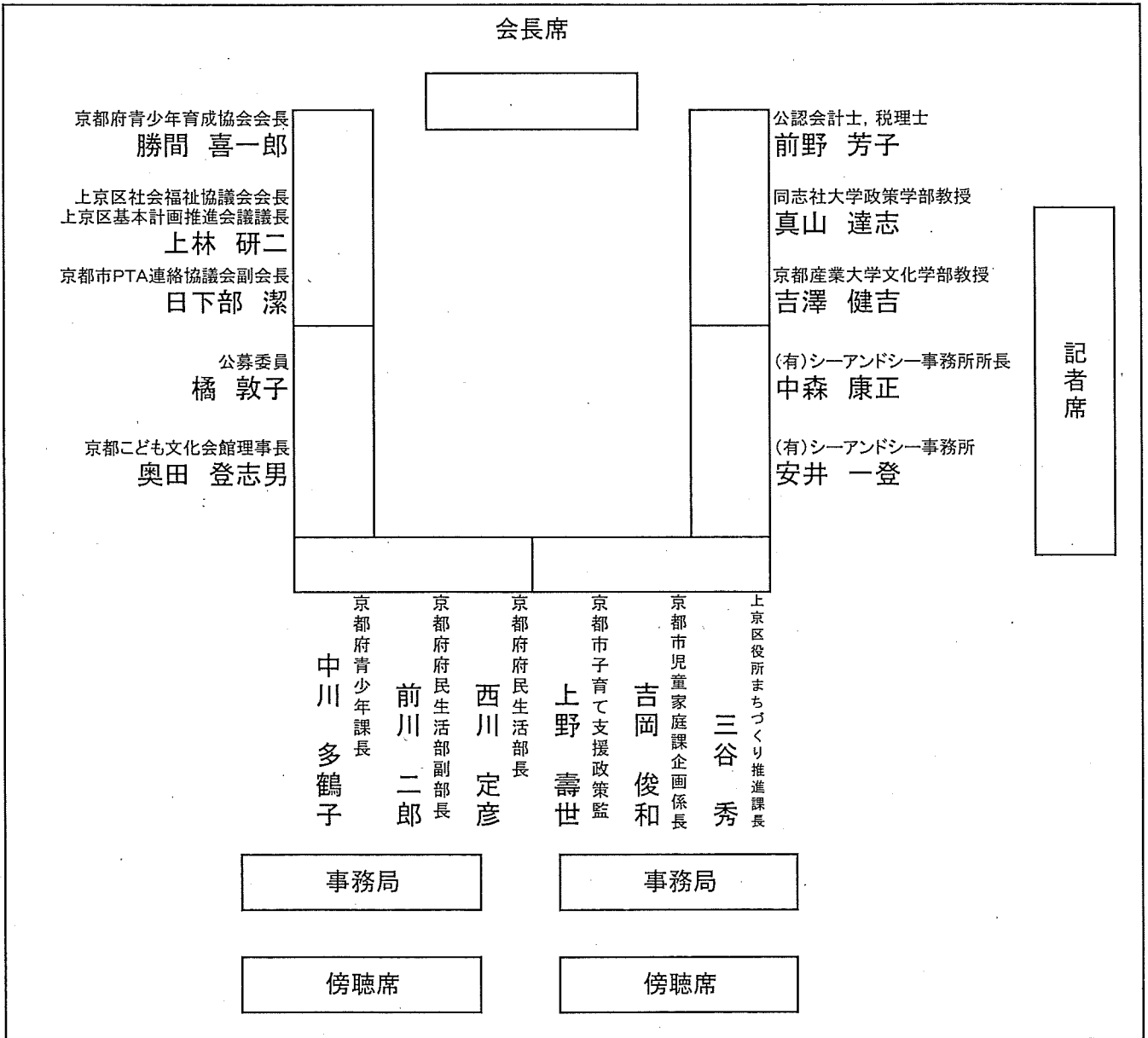
(4) 意見交換

(5) 次回懇談会について

第1回 京都こども文化会館あり方懇談会

平成29年1月23日(月)10:00～

於: 京都こども文化会館 第1創造活動室



京都こども文化会館あり方懇談会 委員名簿

氏 名	団 体 ・ 役 職 名
かつま きいちろう 勝間 喜一郎	京都府青少年育成協会会長
かんばやし けんじ 上林 研二	上京区社会福祉協議会会長 上京区基本計画推進会議議長
くさかべ きよし 日下部 潔	京都市PTA連絡協議会副会長
たちばな あつこ 橘 敦子	公募委員
まえの よしこ 前野 芳子	公認会計士，税理士
まやま たっし 真山 達志	同志社大学政策学部教授
よしざわ けんきち 吉澤 健吉	京都産業大学文化学部教授

※ 五十音順，敬称略

同懇談会オブザーバー

氏 名	団 体 ・ 役 職 名
中森 康正	有限会社シーアンドシー事務所 代表取締役所長
安井 一登	有限会社シーアンドシー事務所
三谷 秀	上京区役所まちづくり推進課長

京都こども文化会館あり方懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 京都府及び京都市が共同で設置し、運営する京都こども文化会館について、専門家及び地域住民から幅広く意見を求めることを目的として、京都こども文化会館あり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇談会に参加する委員は、学識経験のある者その他京都府知事及び京都市長が適当と認める者のうちから、京都府知事及び京都市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 京都府知事及び京都市長は、委員のうちから懇談会の会長を指名する。

2 会長は、懇談会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 懇談会は、京都府府民生活部長及び京都市保健福祉局子育て支援担当局長が招集する。

2 京都府府民生活部長及び京都市保健福祉局子育て支援担当局長は、懇談会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、京都府府民生活部長及び京都市保健福祉局子育て支援担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

京都子ども文化会館の現状と課題について

第1章 検討の経緯

- ・ 京都子ども文化会館は、昭和57年7月に京都府と京都市の協調施設第1号として開設以降、青少年が優れた芸術・文化に接する機会と青少年自らが芸術・文化を創造し発表できる場として、青少年をはじめ多くの方々に利用いただき、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきた。
- ・ しかし、開設から34年が経過し、施設の老朽化が進むとともに、児童・生徒数の減少や近隣地域での類似施設の増加等により施設の利用が低迷するなど、京都子ども文化会館を取り巻く状況は大きく変化している。
- ・ 平成27年6月には府民利用施設のあり方について検討を行う、京都府の「府民サービス等改革検討委員会」から、利用者数、稼働率の改善に向けた取組を行うとともに、施設の利用実態や代替施設の存在、施設の老朽化を踏まえ、設置目的や必要性について改めて整理した上で、今後の施設のあり方について、府市で協議を行うよう指摘されたところである。
- ・ こうしたことから、京都府と京都市において施設の現状分析や利用者数増加策の検討を行ってきたところであるが、施設のあり方についてより踏み込んで検討、議論を深めていくため、学識経験者や青少年団体、地元関係者等から幅広く意見を聞く場を設置することとした。

第2章 京都子ども文化会館の概要

(1) 開設

- ・ 昭和54年の国際児童年を記念し、子どもたちの芸術・文化の創造活動を奨励・育成し、すぐれた芸術・文化の公開、普及を図り、もって子どもたちの豊かな文化の振興とともに健全な育成に寄与することを目的として、府市協調事業として「京都子ども文化会館」を整備することとなったもの
- ・ 京都市が土地を提供、京都府が施設を建設することとなり、昭和56年着工、昭和57年7月15日竣工

(2) 施設の概要

ア 所在地	京都市上京区一条通七本松西入瀧ヶ鼻町431-1		
イ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階（一部地下1階）建		
ウ 建設費	1,320,430千円		
エ 主要施設	大ホール	916㎡ (608人収容可能)	資料室 68㎡
	ホワイエ	679㎡	楽屋 147㎡ 5室
	小ホール	160㎡ (100人収容可能)	からくり人形時計塔
	創造活動室	152㎡ 2室(各30人収容可能)	

○ 土地の現況（所有者：京都市）

所在地 ・地目 ・地籍	京都市上京区一条通七本松西入瀧ヶ鼻町431-1		雑種地	3,616.87㎡
	京都市上京区今小路通七本松西入末之口町998-3及び998-30		宅地	518.99㎡
	合計4,135.86㎡			
用途 地域等	一条通から 北へ30メートル	商業地域 準防火地域、旧市街地美観地区		
	上記以北	準工業地域 準防火地域、旧市街地美観地区		

○建物の現況（所有者：京都府）

①本館

構造	鉄骨鉄筋コンクリート		
床面積	地下： 344.138 m ²	2階： 530.406 m ²	屋階： 48.108 m ²
	1階： 2,369.074 m ²	3階： 1,074.474 m ²	合計 4,366.20 m ²
耐震性能	耐震性能なし		

②時計塔

構造	鉄筋コンクリート2階建	
面積	建築面積： 76.30 m ²	延床面積： 85.88 m ²

③車庫兼倉庫

構造	鉄骨造2階建	
床面積	建築面積： 68,46 m ²	延床面積： 116.63 m ²

④自転車置場

構造	軽量鉄骨造平屋建	
床面積	建築面積： 31.35 m ²	延床面積： 31.35 m ²

(3) 事業の内容

- ア 子どもたちに芸術・文化活動の舞台を提供する貸館事業
- イ コンサート、映画鑑賞会等府市との共催事業（エンゼル音楽会、エンゼル名作劇場他）
- ウ 子どもたちを芸術・文化に導く事業（エンゼルこども文化教室（絵画・書道・合唱））

(4) 施設の運営

- ア 施設活用団体の選定
 - ・設立当初から「一般財団法人京都こども文化会館」（※平成25年12月、一般財団法人に移行）が管理運営、建物は京都府が無償貸付
 - ・平成22年6月からは指定管理者制度に準じ、3年毎に運営団体を公募し、選定審査会の選考を経て施設活用団体を選定しているが、これまで一貫して同財団を施設活用団体に選定。なお、現在の貸付期間は、平成28年6月19日から平成31年6月18日まで。
- イ 施設運営費の財源
 - ・京都府、京都市からの補助金(1/2 づつ負担)及び利用料収入が主な財源
- ウ 利用料金設定
 - ・設立趣旨を踏まえ、類似施設よりも低廉な料金体系を京都府、京都市が協議して設定
 - ・施設活用団体方式に移行後は、公募団体からの提案により決定されているが、平成4年度以降は、料金改定は行われていない。
- エ 施設活用団体の業務内容
 - ・施設の運営に関する業務（利用承認、利用料金收受、利用者の増加・サービス向上のための業務）
 - ・施設及び設備の維持管理に関する業務 等
- オ 役員及び事務局職員体制
 - ・役員等 理事長1名、理事3名、評議員4名、監事2名
 - ・事務局 事務局長、常勤職員1名、嘱託職員3名

①利用料金

(単位:円)

区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
大ホール	平日	16,000	24,000	32,000	36,000	51,000	65,000
	土・日・祝	21,000	31,000	42,000	46,000	65,000	84,000
小ホール	平日	4,500	5,000	5,000	8,500	9,000	13,500
	土・日・祝	5,000	5,500	5,500	9,500	10,000	15,000
創造活動室(第1・第2)		2,300	3,000	3,000	4,700	5,300	7,400

②収支状況

(単位:千円)

	H6	H23	H24	H25	H26	H27
収入合計	155,118	101,136	111,026	102,587	98,110	97,816
利用料金	33,276	26,203	25,053	24,877	22,601	25,024
その他	15,642	5,758	4,387	4,525	3,655	3,372
府・市補助金	106,200	69,175	81,586	73,185	71,854	69,420
運営補助金	106,200	58,370	58,270	53,168	55,488	55,488
施設整備補助金	0	10,805	23,316	20,017	16,366	13,932
支出合計	155,091	100,852	112,327	103,440	98,303	93,496
人件費	59,345	33,418	33,085	28,614	24,988	21,657
物件費	95,746	67,434	79,242	74,826	73,315	71,839
収支差額	27	284	△1,301	△853	△193	4,320

第3章 施設運営の状況

(1) 施設の利用状況

- ・ 平成27年度の施設の利用状況は、ピーク時(平成6年度)と比較すると、利用者数は大ホールで54.8%減、全体で52.0%減、利用団体数も大ホールで41.5%減、全体で31.6%減と大きく減少
- ・ 団体別では、楽団は50.0%減、劇団は75.0%減、その他催事は63.3%減となっている。しかし、バレエの利用は283.3%増で約3倍となっており、その他の催事が大きく減少する中で特徴的となっている。
- ・ 学校関係では、大ホールの利用は45.3%減。中でも大学利用が80%減と大きく減少しており、この間各大学のホール等の施設整備が進んだことが影響
- ・ また、利用団体のうち青少年関係団体は、ピーク時から現在まで概ね50～60%にとどまり、本来の設置目的である青少年以外の利用割合が概ね40%台を占めている。さらに、地域別では京都市内の団体が概ね80%台と、ほとんどの利用者が京都市内となっている。

① 利用状況の推移

		H6	H25	H26	H27	ピーク比増減
利用者 (上段:人) (下段:使用率)	大ホール	147,355	63,060	58,830	66,600	▲54.8%
		77%	56%	50%	56%	▲27.3%
	小ホール	29,140	17,935	16,030	15,180	▲47.9%
		93%	76%	73%	77%	▲17.3%
	創造活動室	21,832	15,695	14,635	13,385	▲38.7%
79%		73%	75%	71%	▲10.1%	
計	198,327	96,690	89,495	95,165	▲52.0%	
利用団体数 (団体数)	大ホール	123	77	66	72	▲41.5%
	小ホール	96	81	71	64	▲33.3%
	創造活動室	82	81	70	70	▲14.6%
	計	301	239	207	206	▲31.6%

② 団体別利用状況(大ホール)

利用団体	H6	H25	H26	H27	ピーク比増減
バレエ	6	15	11	17	283.3%
楽団	26	16	13	13	▲50.0%
劇団	8	2	2	2	▲75.0%
学校関係	53	33	31	29	▲45.3%
大学	10	4	2	2	▲80.0%
中学・高校	32	21	21	18	▲56.3%
小学校・幼稚園・保育園	11	8	8	9	▲18.2%
その他	30	11	9	11	▲63.3%
計	123	77	66	72	▲41.5%

③ 利用団体の状況

	H6	H25	H26	H27
青少年団体等	60%	55%	58%	57%
京都市内の団体	79%	83%	84%	85%

(2) 施設・設備の状況

ア 耐震性能

- ・ 建築基準法に基づく現行の耐震基準は昭和56年6月1日に導入。本施設の竣工は昭和57年度であるが、設計は法改正前の昭和55年度であるため、旧耐震基準に基づき設計

イ 耐震診断結果

- ・ Is値 最小0.301 最大2.63
- ・ 主なフロア別診断結果
 ピロティ、ロビー、小ホール : 最小Is値 0.301
 大ホール(客席及び舞台) : 最小Is値 0.55
 楽屋・機械室 : 最小Is値 0.47

(参考) 耐震改修促進法に基づき定められた構造耐震指標 (Is 値)

Is 値 0.6 以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
Is 値 0.3 以上 0.6 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
Is 値 0.3 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

ウ 修繕の状況

- 平成7年度以降、老朽化による故障等により、音響設備、空調設備、舞台床、照明設備等の各種設備や施設の一部を順次修繕・更新。修繕費の累計額は458,357千円(年平均 22,918千円)
なお、給排水設備、屋上キュービクル(受変電設備)は開設以来更新していない。

主な修繕状況

(単位：千円)

年度	内容	金額	年度	内容	金額
7	音響設備更新	31,840	17	調光卓更新	33,600
8	大ホール舞台床改修	35,000	18	調光基盤改修、屋上防水改修等	54,894
9	空調設備改修等	91,000	19	つり天井耐震改修	12,427
10	舞台機構改修等	25,800	20	照明設備改修(負荷回路)	22,523
11		0	21	照明設備改修(負荷回路)、館内地デジ対応工事	26,871
12	音響設備更新	72,660	22	地デジ共聴施設設置、地デジ受信調査、照明設備改修	11,098
13		0	23	アナログ放送施設撤去、音響調整卓購入、災害復旧	10,805
14	ピアノ修理	2,477	24	音響設備改修、自動扉改修	6,804
15	避難誘導灯修理	798	25	空調設備改修(冷温水器分解整備)	5,534
16	照明設備改修(落下防止)	4,095	26	空調設備改修(ホワイエ、小ホール空気調和機更新)	10,131

合計 458,357

エ 劣化の状況

- 京都府では、保有する公共施設について、京都府公共施設等総合管理計画を策定することとしているが、計画を作成するにあたり施設の劣化状況について調査を行ったところ、電気、給排水設備は機能喪失している、空調設備は劣化が進んでいる、その他もほとんど劣化が始まっている状況となった。

劣化状況

機能上問題なし	昇降機 ※
劣化が始まっている	屋根
	外壁
	内部
劣化が進んでいる	空調
機能喪失している	電気
	給排水衛生

※ 建築基準法施行規則等の一部改正(平成21年9月)による「戸開走行保護装置の設置」、「昇降路内及びピット内の耐震対策」は既存不適格

(3) 施設活用団体の取組

ア 自主企画事業等の実施

- ・ 子どもたちに優れた芸術・文化に接する機会を提供するため、「エンゼルたのしい音楽会(こどもの日コンサート)」「エンゼル名作劇場(映画鑑賞会)」「エンゼル音楽会ジョイントコンサート」「エンゼルファミリー音楽会」の4事業を、京都府、京都市との共催事業として実施。
- ・ 幼児から小・中学生を対象に絵画・書道・合唱を指導する「エンゼルこども文化教室」を実施
- ・ 新規の事業としては平成27年度から、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が気軽に楽しめるボードゲーム「京カロム大会(教室)」を実施。平成28年度は、子どもたちが高齢者やボランティアと交流する取組として、「おもちゃの病院(壊れたおもちゃの無料修繕)」を実施

イ 利用拡大、経費節減の取組

- ・ 京都市内の大学や高校等を訪問して利用勧奨を行うとともに、ホームページ上で施設の空き状況が検索ができるよう利便性を向上
- ・ 平成25年度に常勤役員1名を非常勤化し次年度以降欠員、平成26年度に嘱託職員1名を任期満了後に後任を不補充、平成27年度に常勤職員1名の退職後、嘱託職員とし人件費を削減

第4章 施設運営の課題

(1) 施設利用の低迷

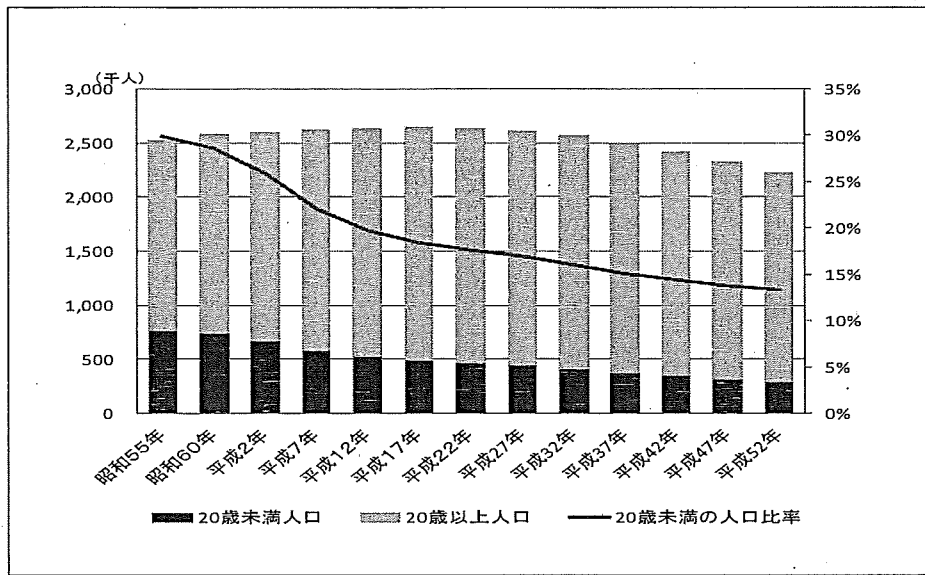
ア 社会・経済情勢の変化

- ・ 経済状況の悪化等により、経費節減のため行催事の見直しや削減を行う団体が増加
- ・ 学校では校内施設の整備が進み、経費節減や保護者の負担軽減等のため外部施設を活用した学校行事の減少
- ・ 授業の一環として実施されていた演劇等の団体鑑賞の減少
- ・ 少子化の進行により子ども向けの催しが減少、将来的な人口推計も減少の見込み

イ 競合施設の増加

- ・ 京都こども文化会館開館当初、京都市内の類似施設は6施設、府内全体では16施設であったが、現在は市内20施設、府内全体では45施設に増加
- ・ 競合施設には交通アクセスがよい、喫茶や食事処がある、大規模駐車場がある等利便性の良い施設も多く、施設選択の際に影響
- ・ 子ども向けの有料公演は、かなりの集客を見込めないと採算が合わないため、交通アクセスが良く収容人数の多い競合施設に移行する傾向(京都テルサ、長岡京記念文化会館等)
- ・ 小ホールを主会場にしていた演劇団体の大半が競合施設に移行(京都芸術センター)
- ・ 大規模から小規模まで様々な規模の施設が整備され、ニーズに応じた施設を選択できるようになった(客席数が少ないとして大規模施設へ移行、逆に多すぎるとして小規模施設へ移行した例あり)
- ・ 大学の独自施設の整備が進み、利用が大きく減少(市内大学が保有する講堂・ホール30施設以上)また、近隣大学の意向把握の結果、今後新たな施設利活用に関するニーズはなかった

①府内 20 歳未満人口の推移



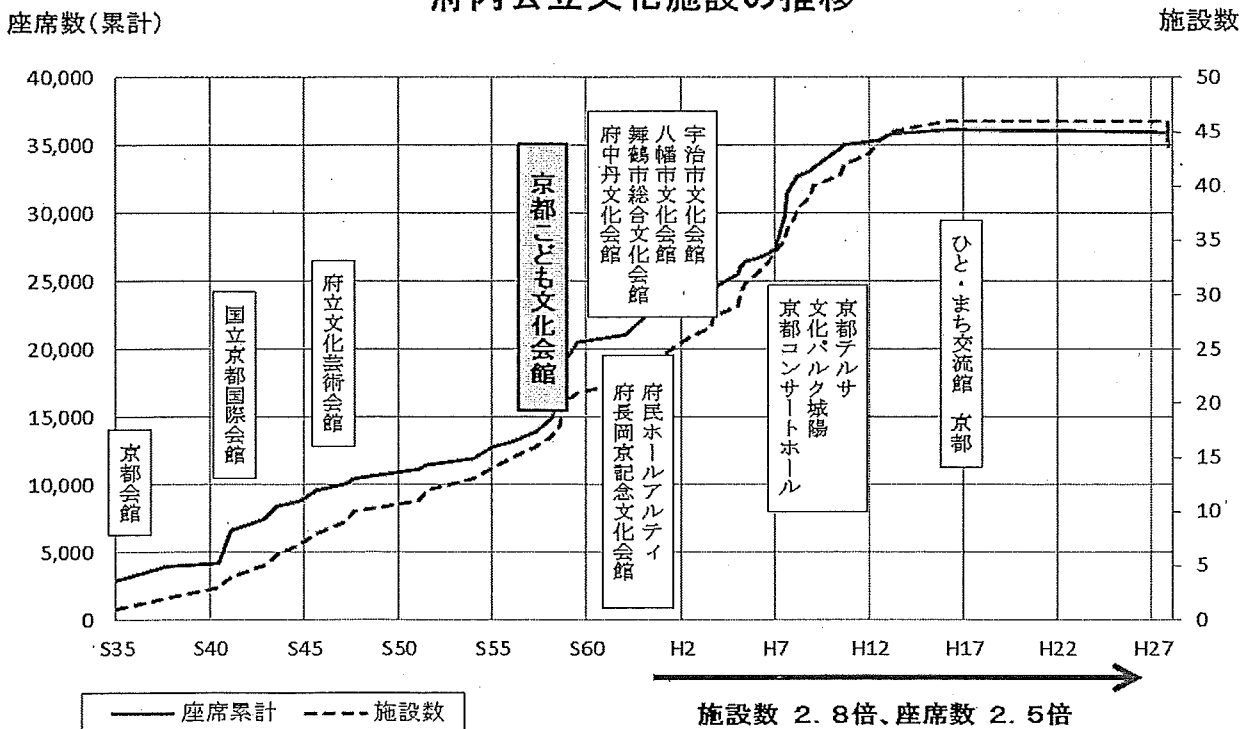
確定人口出典：国勢調査(総務省)
推計人口出典：日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

② 府内公立文化施設の推計

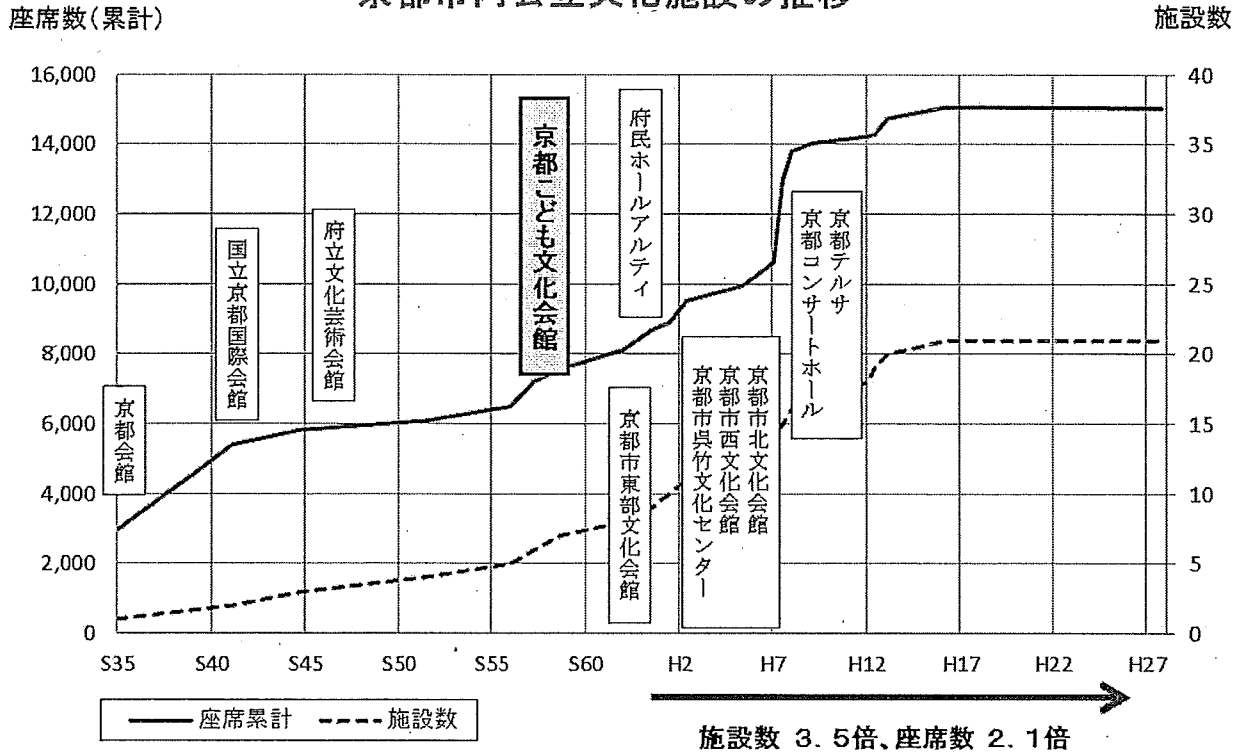
		S35	S57 (会館設置)	H27
府全体	施設数	1	16	45
	座席数	約 3,000	約 14,000	約 35,000
京都市内	施設数	1	6	20
	座席数	約 3,000	約 7,000	約 15,000

※この他、市内の大学が保有する講堂・ホール 30 施設以上

府内公立文化施設の推移



京都市内公立文化施設の推移



(2) 施設の老朽化

ア 今後の施設維持に必要なハード整備

- ・建設後 34 年が経過し施設の老朽化(雨漏り、空調設備の劣化等)が著しく、すぐにも大規模な改修が必要
 ※府立文化芸術会館(昭和 45 年建設)は、築 30 年で大規模改修実施

(内容) 建物本体：屋根、屋上、外壁、内壁・天井・床、ホール 等

各種設備：電機、衛生、空調、昇降機 等

耐震対応：耐震補強設計、耐震補強

計 約 7.8 億円

①改修経費

(単位：千円)

	要改修設備		所要額	
早急に改修が必要なもの	大ホール空気調和機更新	13,400	屋上キュービクル	24,700
	屋上防水更新	14,500	非常用蓄電池改修	9,400
	ピアノオーバーホール(2台)	3,700	時計オーバーホール	7,400
	小計		73,100	
近々改修が必要なもの	大ホール冷温水器更新	51,100	大ホール照明設備	21,200
	大ホール吊りもの・反響板	10,800	大ホール音響調整卓	26,700
	大ホール音響設備 (前回改修 H12 年度)	80,000	小ホール照明設備 改修	37,800
	小計		227,600	
合計			300,700	

②上記以外の改修費用 ※類似例として府立文化芸術会館改修に要した経費 (単位：千円)

工事項目	所要額	工事項目	所要額	工事項目	所要額
建築主体工事	231,092	電気設備工事	82,540	衛生設備工事	71,280
空調設備工事	35,400	昇降機整備工事	15,120		
		合計			435,432

③改修調査費 (単位：千円)

改修調査費	所要額
建物調査診断	41,524

- ・この他に耐震壁の新設や天井の水平ブレースの補強など耐震改修工事費が別途必要

(3) 財政負担の増加等

ア 今後の京都府・京都市の負担見込額 (概算)

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
施設整備費補助金	0	41,000	740,000	不要	不要	不要	不要	23,000	804,000
運営費補助金	56,000	56,000	一時閉	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	392,000
計	56,000	97,000	740,000	56,000	56,000	56,000	56,000	79,000	1,196,000

※ 平成 29 年度に改修調査を実施し、平成 30 年度以降に施設維持のための必要なハード整備及び大規模改修を実施すると仮定した場合

イ 利用低迷による財団運営の赤字化

- ・平成 27 年度の収入は、ピーク時(平成 6 年度)と比較すると、利用料収入が 24.8%減、京都府・京都市からの補助金が 34.6%減。また、自主事業収入が 77%減と大きく減少
- ・平成 24 年度から単年度赤字。平成 27 年度は利用料収入の増収や、人件費の削減、経常経費の削減により 3 年ぶりに黒字化
- ・経費削減は限界にきていることから、今後も利用率の低迷が続けば赤字になる可能性がある。

(4) 府民サービス等改革検討委員会による府民利用施設のあり方検証

- ・京都府では、府民満足最大化・京都力結集プランに基づき、外部有識者からなる「府民サービス等改革検討委員会」において、公共性、有効性、効率性、代替性の観点から、府民利用施設のあり方について検証を行なっている。京都こども文化会館も検証の対象となっており、平成 27 年度の検証の結果、見直すべき施設とされた。
- ・府民サービス等改革検討委員会からの提言
 - ①利用者数・稼働率の改善には、平日利用の促進が重要であるが、営業活動や利用者ニーズの分析などが十分とは言えないため、近年、増加傾向にあるバレイ利用について営業強化するとともに、積極的な大学等への利用促進やマーケティング分析によるニーズの掘起しが必要
 - ②施設の利用実態や代替施設の存在及び施設の老朽化を踏まえ、設置目的や必要性について改めて整理を行うとともに、引き続き、今後の施設のあり方について京都市と協議を進めること。

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 京都こども文化会館あり方懇談会の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の30分前から10分前までの間に受付の上、事務局の指示に従って会場に入室してください。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入室していただくことができません。

- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に懇談会の会長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。